

賃 貸 借 契 約 書 （案）

1 件	名	新車更新リース（軽貨物車（軽ダンプ車））										
2 場	所	吹田市水道部 吹田市南吹田3丁目3番60号										
3 賃 貸 借 期 間		令和8年6月1日 から 令和16年5月31日まで										
4	契 約 金 額 (総 額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額											
5 契 約 金 額 (月額)		円 (税抜)										
6 契 約 保 証 金		■ 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、契約金額（総額）の100分の10に相当する額以上とする。) □ 免 除 (第3条は適用除外)										
7 適用除外条項												

上記の賃貸借について、発注者吹田市（以下「発注者」という。）と受注者●●●●●●●●●●●●●●（以下「受注者」という。）は、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中に、別紙記載の車両を発注者の使用に供するものとして賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

第2条 前条の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければな

らない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確
実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和2
7年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8
の額）、保証金額又は保険金額は、契約金額（総額）の100分の10以上としなければならない。
ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第2
0条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならな
い。

第4条 対象車両（以下「物件」という。）は、別紙仕様書に適合するものでなければならない。
（物件の管理）

第5条 発注者は、物件が正常に稼働できる状態に維持管理しなければならない。
（賠償責任）

第6条 発注者の故意又は過失によって物件が損害を受け、又はこれに損傷を与えた場合、受注者
は発注者に対し、その賠償を請求することができる。
（権利義務の譲渡等）

第7条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させ
てはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
（特許権等の使用）

第8条 受注者は、この業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方
法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（業務の調査等）

第9条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して業務の処理状況につき、調査をし、又は報
告を求めることができる。
（業務内容の変更等）

第10条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(契約金額の支払)

第11条 発注者は、1か月の賃借期間終了後、各月の賃貸料を受注者の適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第12条 受注者は、原則として本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(公租公課の変動)

第13条 賃貸借期間中、受注者が負担する当該リース物件にかかわる自動車税等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について発注者と受注者が協議することができる。

(点検整備等の実施及び費用負担)

第14条 受注者は、リース物件について、賃貸借期間中、次の各号に掲げる整備・点検等を行い、その費用は受注者の負担とする。

- (1) 自動車検査
- (2) 法定定期点検整備(点検後洗車)及びスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品・定期交換部品の交換
- (5) エンジンオイル・油脂類の交換
- (6) バッテリー取替(バッテリー液を含む)
- (7) タイヤ(ホイール)必要本数交換、パンク修理
- (8) ロードサービス
- (9) 自動車税の納税、自動車取得税の納税、重量税の納税、リサイクル料の負担
- (10) 登録に関する諸費用の負担
- (11) 自動車損害賠償責任保険の加入
- (12) リース車両の引渡し、引取りに要する経費の負担
- (13) 代車提供

2 受注者は、前項第1号から第8号までの整備・点検等にあたっては、吹田市内に所在するディーラー工場又は指定工場(特定指定工場は除く)において、発注者の業務に支障がないように、迅速かつ正確なメンテナンスを行い、発注者に報告するものとする。

3 前項の規定に関わらず、受注者は、軽微な点検・修理に関しては、受注者の整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。

4 前3項の規定に関わらず、発注者は、緊急の場合には、受注者に連絡の上、第三者にリース車両の修理を依頼することができるものとする。ただし、発注者が受注者の承認なくして行った修理の費用については発注者がこれを負担する。

(自動車任意保険)

第15条 発注者は、リース物件について、賃貸借期間中継続して、自動車保険に別途加入するも

のとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (4) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (5) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (6) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(8) 第12条第1項の規定に違反したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第12条第1項ただし書の規定により第三者に再委託しようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第17条 発注者は、この契約が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に履行を完了した部分がある時は、発注者は、履行部分の割合に応じた賃借料相当額を受注者に支払うものとする。
(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為による賠償金)

第19条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額（総額）の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、契約金額（総額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、履行が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第16条の2第6号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第16条の2第7号に該当したとき。
- (5) 第16条の2第8号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額（総額）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第21条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市水道部会計規程（昭和42年吹田市水道事業管理規程第5号）又は吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）の定めるところに従い、これらの規定に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月11日

発注者 吹田市

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀 印

受注者

印